

岩国市告示第 73 号

振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 2 に掲げる区域の区分及び時間の区分を次のとおり定めたので、告示する。

平成 23 年 4 月 1 日

岩国市長 福 田 良 彦

1 区域の区分

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定に関する告示(平成 23 年岩国市告示第 70 号)により指定した地域のうち、次に掲げる区域

(1) 第 1 種区域

時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準に関する告示(平成 23 年岩国市告示第 71 号。以下「告示」という。)により定めた第 1 種区域

(2) 第 2 種区域

告示により定めた第 2 種区域(Ⅰ)及び第 2 種区域(Ⅱ)

2 時間の区分

(1) 昼間 午前 8 時から午後 7 時まで

(2) 夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで